

**訪問型独自サービスのコード表を
お手元にご準備お願いいたします。**

泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会

泉佐野市田尻町訪問介護連絡会 合同情報共有会

令和6年度 介護保険報酬改定

総合事業（訪問型サービス）について

訪問型サービス 前年度（一部抜粋）

訪問型サービス独自（A2）

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
<u>訪問型独自サービスIV</u> (週1回程度)	A2 2411	事業対象者 要支援1・2	1回	268
			2回	536
			3回	804
			4回	1,072
<u>訪問型独自サービスI</u> (週1回程度)	A2 1111	事業対象者 要支援1・2	<u>5回以上</u>	1,176
<u>訪問型独自サービスV</u> (週2回程度)	A2 2511	事業対象者 要支援1・2	1回	272
			2回	544
			3回	816
			4回	1,088
			5回	1,360
			6回	1,632
			7回	1,904
			8回	2,176
<u>訪問型独自サービスII</u> (週2回程度)	A2 1211	事業対象者 要支援1・2	<u>9回以上</u>	2,349

基準は

週に何回か

月で回数超えると丸目

算定の仕方は

1週間に行った回数

月に何回行ったか

⇒回数or丸目の単位

訪問型サービス 今年度（一部抜粋）

変更1： サービス内容と時間によって1回の単位数が変わる

A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		179
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位		220

サービス内容が2種類に

1. 標準的な内容の指定相当訪問型サービス（287単位）
2. 生活援助中心の訪問型サービス（サービス時間による）

生活援助の場合はサービス時間が2種類に

- ・ 20分以上45分未満（179単位）と45分以上（220単位）

訪問型サービス 今年度（一部抜粋）

変更2： 月丸目の時にも1回数での計算（比較）が必要

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合※月5週提供する場合など、月5回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割	1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	

例1) 週1回程度で月5回の計画（全て指定相当訪問型サービス）

比較 イ：1176単位 ロ：287単位/回 × 5回 = 1435単位

小さい方を使用するので **イ：1176単位** を算定

訪問型サービス 今年度（一部抜粋）

変更2： 月丸目の時にも1回数での計算（比較）が必要

例2) 週1回程度で月5回の計画（全て生活援助中心で45分以上）

比較 イ：1176単位 ロ：220単位×5回=1100単位

小さい方を使用するので **ロ：1100単位** を算定

例3) 週1回程度で月5回の計画（指定相当3回 生活45未満2回）

比較 イ：1176単位 ロ：287単位×3回+179単位×2回=1219単位

小さい方を使用するので **イ：1176単位** を算定

その他 注意点

■ 実績で請求コードが変わる部分

例 1) **週 1 回**程度で**月 4 回**の計画 (全て指定相当訪問型サービス)

計画 287単位/回 × 4 回 = **1148単位**

実績： 1 回追加で月 5 回になった場合

月丸目と比較して**小さい方を算定**

算定 **イ：1176単位** ロ：287単位/回 × 5 回 = 1435単位

その他 注意点

■ 実績で請求コードが変わる部分

例2) **週2回**程度で**月9回**の計画 (全て指定相当訪問型サービス)

算定 イ : 2349単位 ロ : 287単位/回 × 9回 = 2583単位

実績 : 体調不良などで 月5回になった場合

週2回の月丸目と比較して**小さい方を算定**

算定 イ : 2349単位 ロ : 287単位/回 × 5回 = 1435単位

その他 注意点

■ 月丸目で請求する場合の注意点

例3) 週2回程度で月9回の計画

サービス内容：指定相当訪問型サービス**5回**と生活援助**45分以上4回**

算定 イ：2349単位

ロ：287単位/回 × 5回 + 220単位/回 × 4回 = **2315単位**

算定 2315単位

なぜ変更となったのか？

介護保険最新情報vol.1222（令和6年3月15日）

6 ページ抜粋

このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分を設けているものであり、特に生活援助中心型の単位数を算定するに当たっては、要支援者等のできることを阻害することのないよう留意すること。

泉佐野市より

介護保険 【訪問介護】

身体介護 ⇒ 指定相当訪問型サービス

生活援助 ⇒ 生活援助が中心

の考え方と同じと考えて差支えない。

泉佐野市ホームページより
標準的な内容の**指定相当訪問型サービス**とは

- 標準的な内容の**指定相当訪問型サービス**
 - **見守りの援助**が必要な場合
 - 少しでも**身体介護**が必要な場合

泉佐野市ホームページより 生活援助が中心とは

- 身体介護以外の訪問介護
- **掃除、洗濯、調理などの**
日常に必要な**援助のみ**実施する。

指定相当訪問型サービスとなる部分

について

泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会

家門会長 より説明させていただきます。

介護保険最新情報 vol.637 より抜粋

身体介護【自立支援・見守りの援助】

- ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
- 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）

介護保険最新情報 vol.637 より抜粋

身体介護【自立支援・見守りの援助】

- 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修

介護保険最新情報 vol.637 より抜粋

身体介護【自立支援・見守りの援助】

- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの

指定相当訪問型サービスとなる部分

について

泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会

家門会長 より説明させて頂きました。

経過措置・軽微な変更方法について

泉佐野市田尻町介護事業所連絡会

井上 副会長の方から説明させていただきます。

経過措置について

① 指定相当訪問型サービスのプランとなっている場合

⇒ そのまま **イ：287単位/回** 又は **ロの内小さい方を算定**

② 現在のケアプランに記載がない場合

⇒ 指定相当訪問型サービスに該当していた場合

利用者に説明・同意を得た上で（**支援経過に記録**）

イ：287単位/回 又は **ロの内小さい方を算定**

次回モニタリング時にケアプランを変更（軽微な変更対応可）

軽微な変更について（抜粋）

目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、**必ずしも実施**しなければならないものではない。

軽微な変更について（抜粋）

厚労省

居宅サービス計画書標準様式及び記載要項 別紙3より

【記載要領】

本様式は、当初の介護サービス計画原案を作成する際に記載し、その後、介護サービス計画の一部を変更する都度、別葉を使用して記載するものとする。但し、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

ご清聴ありがとうございました。